

令和6年度奨学のための給付金 新入生に対する早期給付申請について

○奨学のための給付金とは

埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。

生活保護（生業扶助）受給世帯又は住民税の所得割が非課税の世帯が対象で、世帯構成や在籍校に応じた額の給付を受けることができます。

○早期給付とは

通常の申請（一般申請）は7月から受け付けますが、以下の要件を満たし、希望する場合には給付額の一部を一般申請より早く受給できます。（ただし、7月に改めて申請を行う必要があります。）

- ①新入生（新一年生）である。
- ②令和6年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している 又は
令和5年度の住民税所得割が非課税である。
- ③令和6年4月1日時点で、保護者等が埼玉県内に在住である。
※県外に在住の場合、在住する都道府県に直接申請します。
- ④生徒が高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直し支援金含む）の受給資格を有している。

○申請上の注意点

- ・新入生に対する早期給付の申請は、給付年額の3か月分（4月から6月分）のみが対象です。
7月以降分を受給するためには、7月に改めて申請をしていただく必要があります。
各提出書類も、改めてご提出いただきます。
- ・早期給付と一般申請がともに対象となった場合でも、給付される年額が増えるわけではありません。
- ・早期給付を申請せず、7月に一般申請をされた場合、年額を一括で、原則令和6年度中に県から学校に振り込みます（書類に不備等があった場合、遅れる可能性があります。）。
- ・提出期限を厳守してください。期限後の申請は受付できません。

○本事業に関するお問い合わせ

申請に関することは、各学校にお問い合わせください。

制度に関するお問い合わせ先

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL：048-830-2725（平日：午前8：30～午後5：15）

より詳しく知りたい方はこちら

埼玉県私立 奨学のための給付金

検索

（提出書類、給付額については裏面をご覧ください。）

○提出書類

	提出書類	対象世帯
1	埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書	全世帯
2	委任状	全世帯
3	世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの） ※マイナンバーが記載されていないもの	全世帯
4	①生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 又は ②生業扶助を受給していることがわかる福祉 事務所発行の証明書	生活保護（生業扶助）受給世帯 ※①の様式は学校が配布します ※②は令和6年4月1日以降に証明を受けたもの を提出してください
5	親権者（保護者）全員の令和5年度（非）課税証明書	非課税世帯
6	扶養誓約書	非課税世帯 ※兄弟姉妹がいない、申請対象生徒が通信制高 校に通学している等、給付額に影響がない場 合は不要

○給付額

申請対象生徒	世帯区分	給付額
全日制の高等学校等に在籍 通信制の高等学校等に在籍	生活保護（生業扶助）受給世帯	13,150 円
全日制の高等学校等に在籍 本制度でいう「兄弟姉妹」は、 15歳（中学生を除く）以上 23歳未満の 兄弟姉妹を指します。 （平成13年4月3日～平成21年 4月2日生まれ）	・申請対象生徒に兄弟姉妹がいない場合 ・申請対象生徒は兄弟姉妹の中で最年長であり、保護者等が通信制 高等学校又は高等学校等専攻科（※1）に在籍している他弟妹を扶 養（※2）していない場合	35,650 円 （第一子区分）
	住民税の 所得割が 非課税 申請対象生徒は兄弟姉妹で最年長であり、保護者等が通信制高等 学校又は専攻科（※1）に在籍している他弟妹を扶養（※2）している 場合	38,000 円 （第二子以降区分）
	申請対象生徒は兄弟姉妹の中で最年長ではなく、保護者等が高校 生等（※3）の他兄姉を扶養（※2）している場合	
	保護者等が申請対象生徒以外に高校生等（※3）ではない兄弟姉妹 を扶養（※2）している場合	
通信制の高等学校等に在籍	—	13,025 円

※1 高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科の学科のうち、「大学への編入学基準を満たす課程を有するもの」又は「国家資格者養成課程を有するもの」のことを指します。

※2 健康保険において、申請対象生徒と兄弟姉妹の被保険者が同一であることを指します。

※3 高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直し支援金含む）の受給資格を有している生徒を指します。